

「佐倉・城下町400年記念」イメージキャラクター等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉・城下町400年記念事業(以下「記念事業」という。)のイメージキャラクター及びロゴマーク(以下「キャラクター等」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) イメージキャラクター 市広報マンガキャラクター「カムロちゃん」その他記念事業の実施のためのイメージキャラクターをいう。
- (2) ロゴマーク シンボルマーク(記念事業の実施のために別に規定する図案をいう。)及びロゴタイプ(記念事業の実施のために別に規定する装飾文字をいう。)をいう。
- (3) 商品等 商品及び景品をいう。
- (4) 商品 販売を目的として製造する製品(そのパッケージを含む。)及びこれに準ずるものをいう。
- (5) 景品 商品の販売促進等を目的とした製品及びこれに準ずるものをいう。

(使用料)

第3条 キャラクター等の使用料(消費税及び地方消費税相当額を含む。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 商品に使用する場合 当該商品の販売総額(希望小売価格(消費税及び地方消費税賦課前)に予定生産数を乗じて算出される金額)に3パーセントを乗じて得た額
- (2) 景品に使用する場合 当該景品の製造価格に予定生産数を乗じた額に3パーセントを乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、平成24年3月31日以前に製造される商品等についてキャラクター等を使用する場合は、使用料を徴収しない。

(使用料の免除)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、キャラクター等の使用に係る使用料を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。
- (4) 佐倉市市民協働の推進に関する条例(平成18年佐倉市条例第35号)第13条に規定する市民公益活動団体が市民公益活動(同条例第2条第5号に規定するものをいう。)の実施において使用するとき。

(5) その他市長が特に必要と認めるとき。

(使用の制限)

第5条 市長は、キャラクター等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。

- (1) 記念事業の趣旨に反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治的又は宗教的な目的を有するもの
- (4) 不当な利益を得るために利用されるもの
- (5) この要綱又はこの要綱に基づく取扱要領等に従わないおそれのあるもの
- (6) その他市長が不適當と認めるもの

(使用の承認)

第6条 キャラクター等を商品等以外の目的で使用しようとするものは、あらかじめキャラクター等使用承認申請書(別記様式第1号)により市長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 「佐倉・城下町400年記念」協賛事業の応募等に関する要綱に基づく協賛事業で使用するとき。
- (3) 佐倉市観光協会又は佐倉商工会議所が観光の振興又は産業の振興の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (5) 個人が非営利目的で記念事業の情報発信に使用するとき。
- (6) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 キャラクター等を商品等の目的で使用しようとするものは、あらかじめキャラクター等商品等使用承認申請書(別記様式第2号)により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前二項の規定による申請の内容を審査し、キャラクター等の使用を承認したときは、キャラクター等使用承認通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

4 第2項の規定による申請に対し、キャラクター等の使用を承認された申請者(以下「キャラクター等使用者」という。)は、市長と使用許諾契約を別に締結しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による申請の内容が第5条各号の規定に該当すると認め、キャラクター等の使用を承認しないときは、キャラクター等使用不承認通知書(別記様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(使用の取消し)

第7条 市長は、キャラクター等の使用が第5条各号の規定に該当すると認めるときは、当該使用に係る承認を取り消し、キャラクター等使用承認取消通知書(別記様式第5号)により当該キャラクター等使用者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、前条第4項の規定により締結した当該使用許諾契約を変更し、又は解除することができる。

(使用内容の変更)

第8条 キャラクター等使用者は、当該使用に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめキャラクター等使用内容変更届出書(別記様式第6号)により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出により第5条各号の規定に該当すると認めるときは、当該キャラクター等の使用に係る承認を取り消すものとする。この場合において、前条の規定を準用する。

(使用の中止)

第9条 キャラクター等使用者は、第11条に定める使用期間内においてキャラクター等を使用する必要がなくなったときは、キャラクター等使用中止届出書(別記様式第7号)により市長に届け出なければならない。

(使用料の納付)

第10条 キャラクター等使用者は、第3条第1項に規定する使用料について、第6条第4項の規定により使用許諾契約を締結した日から起算して30日以内に、市長が指定する銀行口座に振り込まなければならない。この場合において、当該振込に係る手数料は、当該キャラクター等使用者の負担とする。

2 前項の規定により納入された使用料は、還付しない。第8条第1項の規定による使用内容の変更により新たに使用料が納入された場合も、同様とする。

(使用期間)

第11条 キャラクター等使用者がキャラクター等を使用できる期間は、第6条第3項の規定により当該使用の承認を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、申請に係る使用期間がそれに満たない場合は、当該申請における使用期間の末日を期限とする。

2 前項に規定する使用期間の満了後において、引き続きキャラクター等を使用しようとするときは、改めて第6条第1項又は第2項の規定により申請を行わなければならない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第12条 キャラクター等使用者は、第6条第3項の規定により承認を受けた内容以外の目的にキャラクター等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(損失補償等の責任)

第13条 市長は、キャラクター等の使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成 22 年 8 月 18 日決裁 22 佐広第 127 号）
（施行期日）

1 この要綱は、平成 22 年 8 月 18 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別記

様式第 1 号

年 月 日

(あて先) 佐倉市長

申請者 住所 (所在地)
〒

氏名 (団体名称・代表者職氏名)

印

キャラクター等使用承認申請書

「佐倉・城下町 400 年記念」イメージキャラクター等の使用に関する要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり使用したく申請します。

記

1 種類 (使用するものに)	・イメージキャラクター ・ロゴマーク
2 使用目的 (事業概要等)	
3 使用対象物 (媒体・品名等)	
4 使用対象物数量 (部数・個数等)	
5 使用場所 (頒布場所等)	
6 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
7 担当者連絡先	部署等： 職・氏名： 電話番号・ファックス番号： 電子メールアドレス：

- 添付資料 (1) 企画書等 (レイアウト・図面等)
(2) 使用対象物の見本 (写真でも可) 等
(3) 申請者の概要 (パンフレット等) その他

(あて先) 佐倉市長

申請者 住所 (所在地)
〒

氏名 (団体名称・代表者職氏名)

印

キャラクター等商品等使用承認申請書

「佐倉・城下町 400 年記念」イメージキャラクター等の使用に関する要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり使用したく申請します。

記

1 種類 (使用するものに)	・イメージキャラクター ・ロゴマーク			
2 使用目的 (事業概要等)				
3 使用対象物 (商品・景品名等)				
4 使用場所 (頒布・販売場所等)				
5 使用期間	年 月 日から		年 月 日まで	
6 使用料等 平成 24 年 3 月 31 日以前の 製造分は無償	希望小売価格 (税抜) 又は製造価格	予定 生産数	料率	使用料 (= × ×) 小数点以下切捨
	円	個	3 %	円
7 担当者連絡先	部署等： 職・氏名： 電話番号・ファックス番号： 電子メールアドレス：			

添付資料 (1) 企画書等 (レイアウト・図面等)

(2) 使用対象物の見本 (写真でも可) 等

(3) 販売の場合は、販売経路及び販売場所一覧等

(4) 食品の場合は、製造又は販売に係る食品営業許可証の写し等

(5) 申請者の概要 (パンフレット等) その他

様

佐倉市長

印

キャラクター等使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、「佐倉・城下町400年記念」イメージキャラクター等の使用に関する要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 承認番号

「佐倉・城下町400年記念」承認 第 号

2 種類

・イメージキャラクター ・ロゴマーク

3 使用対象物

4 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 使用料（商品等使用の場合）

円

6 使用条件

- (1) 法令及び本要綱の規定、別に定めるデザインマニュアルその他市長が必要と認める事項を遵守すること。
- (2) 商品等使用の場合、市長と使用許諾契約を別に締結し、これを遵守すること。
- (3) 商品等使用の場合、類似の名称又は意匠が過去に商標登録又は意匠登録されている可能性があるため、使用者の負担により当該使用個別分類での調査を行うこと。
- (4) 使用者による商標登録又は意匠登録等は、一切認めない。
- (5) 商品等使用の場合、使用対象物には、当該承認番号を付記すること。ただし、物品の形状等から付記が困難な場合は、市長の承認を得て省略することができる。
- (6) 使用後は、成果物（見本又は写真でも可）を市に提出すること。

様

佐倉市長

印

キャラクター等使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、「佐倉・城下町 4 0
0 年記念」イメージキャラクター等の使用に関する要綱第 6 条第 5 項の規定により、
下記のとおり承認しません。

記

1 使用対象物

2 理由

様

佐倉市長

印

キャラクター等使用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で使用を承認したこのことについて、「佐倉・城下町 4 0 0 年記念」イメージキャラクター等の使用に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり承認を取り消します。

記

1 承認番号

「佐倉・城下町 4 0 0 年記念」承認 第 号

2 使用対象物

3 理由

(あて先) 佐倉市長

申請者 住所 (所在地)
〒

氏名 (団体名称・代表者職氏名)

印

キャラクター等使用内容変更届出書

年 月 日付け 第 号で承認を受けたこのことについて、
内容を変更したいので、「佐倉・城下町 4 0 0 年記念」イメージキャラクター等の使用
に関する要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 承認番号

「佐倉・城下町 4 0 0 年記念」承認 第 号

2 使用対象物

3 変更内容

4 担当者連絡先

(1) 部署等：

(2) 職・氏名：

(3) 電話番号・ファックス番号：

(4) 電子メールアドレス：

5 備考 (添付資料等)

(あて先) 佐倉市長

申請者 住所(所在地)
〒

氏名(団体名称・代表者職氏名)

印

キャラクター等使用中止届出書

年 月 日付け 第 号で承認を受けたこのことについて、
使用を中止したいので、「佐倉・城下町400年記念」イメージキャラクター等の使用
に関する要綱第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 承認番号

「佐倉・城下町400年記念」承認 第 号

2 使用対象物

3 理由

4 担当者連絡先

(1) 部署等:

(2) 職・氏名:

(3) 電話番号・ファックス番号:

(4) 電子メールアドレス:

5 備考(添付資料等)